

宮城県中小企業団体中央会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、地区内において中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律並びに商店街振興組合法に基づいて設立された組合並びにその他の中小企業連携組織（以下『組合等』という。）の育成のために必要な事業を行い、もって組合等の健全な発展と中小企業の振興を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、宮城県中小企業団体中央会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、宮城県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を仙台市に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、河北新報に掲載してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第2章 事業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡
- ② 組合の設立指導
- ③ 組合の監査
- ④ 組合の指導者の養成
- ⑤ 講習会、研究会及び講演会の開催
- ⑥ 情報の提供
- ⑦ 調査及び研究
- ⑧ 表彰

- ⑨ 図書、機関紙及び資料の刊行
 - ⑩ 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあっせん
 - ⑪ 職業安定法第33条の3第1項の規定による無料職業紹介事業
 - ⑫ 前各号の事業のほか、組合及び中小企業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 本会は、組合、中小企業団体中央会及び中小企業に関する事項について、行政庁の諸施策の立案及びその遂行に対して協力し、又は国会、地方公共団体の議会若しくは行政庁に建議する。

第3章 会員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 地区内に事務所を有する組合
- ② 商工業者の団体、金融機関、学識経験者その他の者であって本会の主旨に賛同するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- ③ 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第9条 前条に規定する会員資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、会長がその諾否を決する。

(脱退)

第10条 会員は、次の事由によって脱退する。

- ① 会員たる資格の喪失
- ② 解散又は死亡
- ③ 除名

2 会員は前各号の規定によるほか、30日前までに申出て、本会を脱退することができる。

(除名)

第11条 本会は次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

- ① 本会の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした会員
- ② 賦課金の納入その他本会に対する義務を怠った会員
- ③ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は本会の定款に違反した会員
- ④ 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした会員
- ⑤ 犯罪その他信用を失う行為をした会員
- ⑥ 第8条第2項各号の一に該当する会員

(経費の賦課)

第12条 本会は、会員に対し経費を賦課する。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会で定める。

3 会員が脱退した場合であっても、既に徴収した経費は、これを返還しない。

(届出)

第13条 会員は次の事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

- ① 名称又は氏名
- ② 事務所又は住所
- ③ 代表者の氏名及びその住所

第4章 役員、顧問及び参与

(役員の定数)

第14条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1人
- ② 理事 30人以上35人以内
- ③ 監事 3人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

3 理事のうち若干人を副会長とする。

4 理事のうち1人を専務理事とする。

5 理事のうち1人を常務理事とする。

6 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会に諮り会長が選任する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合

にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 会長又は理事若しくは監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の終了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員の職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長、専務理事及びこれらの者以外の理事は、会長を補佐して、本会の常務を掌理し、あらかじめ会長が定めた順位に従い会長が事故あるときはその職務を代理し会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査する。

(役員の選挙)

第17条 役員の選挙は総会において、連記式無記名投票により行う。

- 2 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 4 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定はその総会において選任された選考委員が行う。
- 5 第1項により投票によって選挙を行う場合は選挙規約による。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を支給しない。ただし、総会の議決により、常勤役員に対しては、報酬を支給することができる。

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験のある者のうちから、理事会に諮り会長が委嘱する。

第5章 総会及び理事会

(総会の招集)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時で

も理事会に諮り、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第 21 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその住所)にあてればよい。
- 3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

(臨時総会の招集請求)

第 22 条 総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第 23 条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

- 2 代理人が代理し得る会員の数は、4 人までとする。
- 3 会員は、第 1 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行使するときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第 24 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下『法』という。）又は、この定款に特別の定めのある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。

(緊急議案)

第 25 条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使

する者を除く。) の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 21 条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第 26 条 総会においては、法又はこの定款に定めるもののほか、会長が必要と認める事項を議決する。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 招集年月日
- ② 開催日時及び場所
- ③ 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- ④ 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- ⑤ 出席理事の氏名
- ⑥ 出席監事の氏名
- ⑦ 議長の氏名
- ⑧ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- ⑨ 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- ⑩ 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会)

第 28 条 理事会は、会長及び理事をもって組織する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(理事会招集の手続)

第 29 条 理事会の招集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、招集の手続を省略することができる。

2 本会は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

3 前項の通知については、総会招集の通知に準じるものとする。

(理事会の議事)

第 30 条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。

3 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書

面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

第31条 会長は、この定款で定めるもののほか、理事会に対し、次の事項を諮るものとする。

- ① 業務執行の方針
- ② 総会に提出する議案
- ③ 前2号の事項のほか、会長が必要と認める事項

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 本会に、専門委員会（以下『委員会』という。）を置くことができる。

2 委員会は、その部門に属する重要な事項及び会長が諮問した事項を調査審議し、その経過及び意見を会長に具申する。

(委員会規約)

第33条 委員会に関する事項は別に規約に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局)

第34条 本会は、その業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び機構は別に定める。

3 職員は会長が任免する。

(中小企業等協同組合監査員)

第35条 削 除

第8章 会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(剰余金)

第37条 1 事業年度における総益金から総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とする。

2 剰余金は、総会の議決を経て、これを基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰越す

ものとする。

(基本財産)

第 38 条 本会に、基本財産を置く。

2 基本財産は、総会の議決を経なければ、これを処分し、又は利用することができない。

最終変更 令和 1. 7. 2